

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：越谷・松伏水道企業団水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和33年5月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	越谷・松伏水道企業団	職員数 (H22. 4. 1現在)	107人
構成団体名	越谷市・松伏町		
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	102 (20年度)	財政力指数	0.940 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	87.5 (20年度)	実質公債費比率 (%)	11.4 (21年度)
		将来負担比率 (%)	1.968 (20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	越谷・松伏水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成22年度～26年度
計画策定責任者	企業長 福岡 章
既存計画との関係	水道事業基本計画2006、平成18年度～平成27年度
公表の方法等	企業団HP
基本方針	公設公営のもと、持続可能な水道事業体として将来にわたり事業経営を行っていくため、安全な水の安定給水とお客様の視点に立った給水サービスの向上を念頭に、経営健全化に向け、収益の確保と経営経費の節減に努め、財政面を安定化しなければならない。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	389,243.7			389,243.7
	補償金免除額	87,909.6			87,909.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		225,599.0		225,599.0

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債	389,243.7			389,243.7
	合 計 (A)	389,243.7			389,243.7
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	389,243.7			389,243.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債		225,599.0		225,599.0
	合 計 (A)		225,599.0		225,599.0
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)		225,599.0		225,599.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当企業団の財政は平成16年度に料金改定を行い、それまで逆ザヤの状態が続いていた中での収益的収支における赤字を解消することができ、平成21年度まで純利益を計上している。現在のところ給水人口は増加しているが、長期にわたる景気の低迷や節水型機器の普及、世帯構造や生活様式の変化などから、一人一日平均給水量は減少傾向にある。平成20年度にイオンレイクタウンが開業し、平成21年度においては有収水量が前年より増加したにもかかわらず、給水収益は減少となった。資本的収支では、浄・配水場施設や管路整備の費用及び企業債償還金の支出に対し、企業債、加入者分担金、工事負担金などの収入では不足となるが、内部留保資金にて補填することができる状況にある。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 安定給水のための水源確保</p> <p>地域環境保全と災害・渇水等緊急時の水源としての観点から自己水（地下水）の汲み上げの抑制を想定しており、現在の県水受水量が供給量の90%を超えているなか、将来、県水購入単価が上昇した場合、収益的収支を圧迫することが、懸念される。</p> <p>課 題 ② 安定給水のための基幹施設の更新・拡充</p> <p>老朽化した基幹施設（浄・配水場）の更新事業には、歴大な費用を要するため、計画的且つ効率的な執行をしなければならない。事業の財源については、他の財源の確保に努め、企業債については、後年度の負担の増加を招かないよう、最小限にとどめなければならない。</p> <p>課 題 ③ 持続可能な水道事業経営のための料金収入等の確保</p> <p>公営企業として、将来に渡り持続可能な事業運営をするためには、給水収益の安定的な確保が不可欠である。総配水量が年々減少していく中において、料金収入を維持していくためには、未収金の徴収に努めるとともに、できる限り漏水等による無駄をなくし、有収率の向上を図らなければならない。そのうえで、創意工夫して、料金収入以外の収益の確保や資産の活用にも努めなければならない。</p> <p>課 題 ④ 持続可能な水道事業経営のための経営効率化</p> <p>効率的な事業推進のためには、適正な定員管理を行うとともに、経費の削減を図らなければならない。</p>
留意事項	<p>当企業団は水道事業を運営する公企業として、その使命である安全で良質な水道水の安定的な供給をすることはもとより、地震等の災害時であっても一定量の水道水の供給を確保し、ライフラインとしての水道の公共的機能を維持していかなければならない存在であると考えている。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	995	334	421	274	300	80	231	231	231	231
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	4	3	4	3						
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	194	20		15	119	37				
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金			9							
	8. 工 事 負 担 金	373	348	393	307	298	493	358	202	295	180
	9. そ の 他	761	695	712	616	530	460	642	842	842	842
	計 (A)	2,327	1,400	1,539	1,215	1,247	1,070	1,231	1,275	1,368	1,253
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当 額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	2,327	1,400	1,539	1,215	1,247	1,070	1,231	1,275	1,368	1,253
	1. 建 設 改 良 費	2,801	2,191	2,129	1,852	2,896	1,768	2,430	2,430	2,430	2,430
	うち職員給与費	136	135	136	141	127	127	127	127	127	127
	2. 企 業 債 償 還 金	1,064	951	1,297	1,141	965	992	1,263	1,462	1,084	1,129
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他					1					
	計 (D)	3,865	3,142	3,426	2,993	3,862	2,760	3,693	3,892	3,514	3,559
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,538	1,742	1,887	1,778	2,615	1,690	2,462	2,617	2,146	2,306	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,104	1,266	1,440	1,392	2,402	1,074	2,016	2,032	1,556	1,758	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	434	476	456	386	213	616	446	585	590	548	
計 (F)	1,538	1,742	1,896	1,778	2,615	1,690	2,462	2,617	2,146	2,306	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)			-9		0						
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	25,210	24,593	23,717	22,850	22,185	21,273	20,241	19,010	18,157	17,259	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画初年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画第2年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画第3年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	6	5	5	4	5	6	6	6	6	6
	うち基準内繰入金	6	5	5	4	5	6	6	6	6	6
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分	4	3	4	3	4	9	9	9	9	9	
	うち基準内繰入金	4	3	4	3	4	9	9	9	9	
	うち基準外繰入金										
合 計	10	8	9	8	9	15	15	15	15	15	

## (3) 経営指標等

j k l m n o p q

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画第1年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)				△ 97.3	△ 104.8	△ 102.3					
料金回収率 <sup>※</sup> (%)		95.7	103.3	101.4	98.9	104.3	105.0	104.5	108.1	106.4	104.9
資本費 (円)		101.96	102.39	101.91	102.08	98.44	98.15	99.35	99.19	101.97	104.30
総収支比率(法適用) (%)		107.3	106.5	105.2	101.5	107.0	104.6	106.6	106.8	106.1	105.3
経常収支比率(法適用) (%)		109.2	107.8	106.5	104.0	108.7	105.8	108.3	108.5	107.8	107.0
営業収支比率(法適用) (%)		124.5	121.7	119.5	115.4	120.5	116.8	119.0	118.6	116.9	115.4
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
	うち基準内繰入金 (%)	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
	うち基準外繰入金 (%)										
	資本的収入分 (%)	0.17	0.21	0.26	0.28	0.33	0.84	0.73	0.71	0.66	0.72
	うち基準内繰入金 (%)	0.17	0.21	0.26	0.28	0.33	0.84	0.73	0.71	0.66	0.72
	うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価<sup>※1</sup>／給水原価<sup>※2</sup>×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入<sup>※</sup>／汚水処理費<sup>※</sup>×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成16年度の料金改定時においては、5年間を見通したものであったが、給水収益が減少する中にあっても経費の削減等により、平成21年度においても純利益を計上している状況にある。平成23年度以降の県水単価が3年間据え置きとなったこともあり、当面見直すことは考えていない。ただし、現在当企業団の水道事業基本計画2006(地域水道ビジョン)の見直しを行っているところであり、今後の浄配水場や配水管などの施設・設備の更新需要や資産管理等も考慮し、適正な料金設定についても検証していく。料金収入の見込みについては、人口増加を超える一人一日平均給水量の減少が起こっており、その傾向が引き続いていることから、今後も減少することが見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	安全な水の安定的な供給を行うために、老朽化した基幹施設(浄・配水場)の更新・拡充を行う。地下水取水による地盤沈下抑制のため、浄水機能を廃止するとともに、耐震化を図るため、配水場として建て替えをしていた北部配水場が平成21年度に完成した。浄配水場の施設・設備や配水管の中には経年化が進んでいるものもあり、比較的大規模な投資の必要性が見込まれる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	当企業団においては、平成17年度に平成18年度から27年度の10か年を計画期間とする「水道事業基本計画2006」を策定しており、平成16年度の料金改定が反映されていること、平成23年度から25年度まで県水受水単価に変更がないこと、また、給水区域内人口についても増加していることから、当該計画で算出した収支見通しを基本として策定している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	④	企業団の集中改革プランでは、平成18年4月1日現在の職員数119人を平成22年4月1日までに6人減の113人とする計画であったが平成21年度に計9人の減により、110人となっている状況である。 業務の効率化を図りつつ、当初計画目標である平成23年度113人から、平成26年度110人としたいと考えている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	④	国の給与構造改革を踏まえて給与構造の見直しを実施し、平成19年4月より新たな給与制度を適用している。地域手当については、給与規程本則において国の基準と同様の6%と規定し、平成21年度より大部分の職員に対し適用している状況にある。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	④	平成18年度より、特殊勤務手当(技能労働職員に支給されていたものを含む4手当)について廃止した。平成19年4月より、国と同様に平成22年度にかけて給与構造改革を段階的に実施しており、平成19年7月の総務省通知に基づく取り組み方針等の取扱いについては、実施時期等を含め、現在実施している給与構造改革の影響等を精査しながら取り組んでいきたいと考えている。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	④	平成18年度に廃止
◇ 福利厚生事業のあり方	④	地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって制度化されており、企業団では当該制度を運用・実施する埼玉県市町村職員共済組合に加入し、3事業(短期給付事業・長期給付事業・福祉事業)の運営費を負担。企業団においては、地方公務員法第42条に基づき、職員の健康保持・元気回復を目的として事業等を実施しているが、今後も、効率的・有効的運用に努める。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	西部配水場に受水圧を利用した小水力発電設備を平成18年度に設置、また、平成22年4月より稼働している北部配水場に太陽光発電設備を設置し、CO2の排出抑制に資しており、これにより電気料金の削減を図っていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	検針業務を私人委託から法人委託へ移行しつつあり、経費の検証を行いつつ、経費削減に向けた努力を行っていく。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		埼玉県の水道(平成20年版)において、平成20年4月1日現在の家庭用13mm口径、1か月10㎡当たりの料金比較において、当企業団は997円であり、最低の本庄市(577円)、最高の皆野・長瀬水道企業団(1,575円)と比較して、料金水準は決して低い状況ではない。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況に関しては、毎年度統計年報及びホームページに掲載するとともに、平成17年度からは、水道事業ガイドラインに基づく業務指標を同様に公表している。経営健全化計画については、承認後にホームページに掲載しており、平成21年度の実績については近日公表する予定である。
○ 行政評価の導入	④	「水道事業基本計画2006」を平成22年度に見直すにあたり、ベンチマークとそれに基づく政策評価、並びにPDCAサイクルの適切な管理手法の導入を検討している。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	当企業団の集中改革プランでは、平成22年4月1日までに6人減の113人とする計画であったが平成21年度中に計▲9人、110人と目標を上回る成果を出しているところであり、今後は、再任用短時間勤務希望者の動向にもよるが、これ以上削減することは現状では難しいと考えられるところであるが、人件費については、人事院勧告をベースに越谷市の状況を勘案して制度を改正しているところであり、平成21年度及び22年度の勧告などから制度上も人件費は抑制されることになり、さらに、平成22年度及び23年度においては、地域手当の一部見直しを予定しており、計画のとおり人件費総額を削減していきたいと考えている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	なし
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	なし
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
		延長計画の目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
		企業債現在 高		23,877	23,024	22,398	21,692	20,888			0.0	0.0	0.0	
		延長計画の目標値		23,717	22,850	22,185	21,692	20,888			19,010	18,157	17,258	
延長 計画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	【収入の確保】													
	料金改定率													
	改善効果額 (料金の適正化)													
	未収金の徴収対策													
	改善効果額													
	一般会計負担金の額													
	改善効果額 (負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善効果額 (収入増額)													
	その他 ( )													
改善効果額														
【経費の削減】														
職員給与費の適正化														
職員給与費 (退職手当以外) ②					1,067	1,062	1,062			1,062	1,062	1,062		
改善効果額						5	5		5	5	5	25		
給与水準														
改善効果額														
その他 ( )														
改善効果額														
職員給与費 (退職手当)					0	0	0		0	0	0	0		
維持管理費等														
改善効果額 (適正化)														
工事コスト														
改善効果額 (縮減額)														
その他 (取水配分の見直し 円)					2,325	2,311	2,311		2,311	2,311	2,311			
改善効果額						14	14		14	14	14	70		
										延長計画改善効果額 合計 A			95	
										延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B				
										普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C				
										A+B+C			95	
										<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)			88	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること (ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】 (つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前1年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	348	350	352	355	358	362	364	366	368	369
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	38,554	38,262	38,100	37,682	37,708	37,708	37,708	37,708	37,708	37,708
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	158,800	163,000	163,000	163,000	134,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	124,890	126,060	122,210	120,090	121,190	121,190	121,190	121,190	121,190	121,190
最大稼働率 (%)	78.6	77.0	76.6	83.4	84.2	84.2	84.2	84.2	84.2	84.2
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	182.10	181.10	180.00	179.00	178.90	183.80	184.89	183.39	181.50	179.73
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	173.60	175.60	177.50	181.00	171.40	182.53	179.47	177.81	177.09	176.82

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。